

●日米間選手契約に関する協定（訳文）＝2013年12月16日改定調印発効

※解釈が分かれた場合は、英語による協定書が優先される

1. 日本プロフェッショナル野球組織の構成球団（以下「NPB球団」という。）が、プロ、アマを問わず、アメリカ合衆国若しくはカナダで現在プレー中か若しくは過去にプレーしたか、及び／又は、アメリカ合衆国若しくはカナダにある30のメジャー・リーグ・ベースボール球団のいずれかの球団と契約下にあるか、若しくは保留されている野球選手（以下「MLB選手」という。）に接触し、契約することを希望する場合、当該NPB球団は、まず日本プロフェッショナル野球組織（以下「NPB」という。）のコミッショナー事務局に対し、野球コミッショナー事務局¹（以下「BOC」という。）に連絡をとり、当該MLB選手の身分と契約の可能性について決定するよう要請するものとする。BOCは、NPBからのその要請に対し、当該MLB選手の身分を決定し、その決定を4日の業務日以内にNPBに通知することにより、回答するものとする。NPBは、BOCとの連絡において、どのNPB球団がMLB選手の身分照会を依頼したかについて機密に保つものとする。
2. 当該MLB選手が、アメリカ合衆国又はカナダにある30のいずれかのメジャー・リーグ・ベースボール球団（以下、「MLB球団」という。）又はそれらの傘下にあるマイナー・リーグ球団の保留、現役、故障、入隊、任意引退、忌引休暇／家族の医療緊急事態、育児休暇、制限、資格停止、出場停止又は失格リスト（それぞれのリストについては、その時点で有効なメジャー・リーグ・ルールの中で説明されている。）に掲載されている場合は、NPB球団は、BOCを通じてそのMLB球団の明示的な承認を得ない限り、そのMLB選手と接触し又は契約することができない。
3. 当該MLB選手が、2項により承認を得なければならない選手でないとBOCにより決定された場合は、BOCは、その旨をNPBに通知するものとし、その後当該NPB球団は、当該MLB選手と接触し、契約することができる。2項により承認が必要な場合は、BOCは、NPBに、当該MLB選手と契約し又は保留しているMLB球団の承認又は不承認を通知するものとする。
4. MLB球団が、プロ、アマを問わず、日本で現在プレー中か若しくは過去にプレーしたか、及び／又は、NPB球団の契約下にあるか、若しくは保留されている野球選手（以下「NPB選手」という。）に接触し、契約することを希望する場合、当該MLB球団は、まずBOCに対し、NPBに連絡をとり、当該NPB選手の身分と契約の可能性について決定するよう要請するものとする。NPBは、BOCからのその要請に対し、4日の業務

¹ 訳注：MLBのコミッショナー事務局のこと。

日以内に回答するものとする。BOCは、NPBとの連絡において、どのMLB球団がNPB選手の身分照会を依頼したかについて機密に保つものとする。

5. 当該NPB選手が、いずれかのNPB球団の保留、任意引退、制限、資格停止、出場停止又は失格リスト（それぞれのリストについては、その時点で有効な日本プロフェッショナル野球協約の中で説明されている。）に掲載されている場合は、MLB球団は、NPBを通じてそのNPB球団の承認を得て、かつ、以下の7項から12項に定める手続に従わない限り、そのNPB選手と接触し又は契約することができない。NPB球団は、7項から12項に定める手続に従わない限り、当該球団の選手に対する保留期間が満了する前に、当該選手がMLB球団との接触を達成するために、当該選手をリリースしないものとする。
6. 当該NPB選手が、5項により承認を得なければならない選手でないとNPBにより決定された場合は、NPBは、その旨をBOCに通知するものとし、その後当該MLB球団は、当該NPB選手と接触し、契約することができる。5項により承認が必要な場合は、NPBは、BOCに、NPB球団の承認又は不承認を通知するものとする。承認の場合は、以下7項から12項に定める手続が適用される。
7. 5項で定めたNPB選手で、NPB球団がMLB球団に対し契約可能にすることを希望する選手に関しては、当該NPB球団は、NPBに対し、(i) 当該NPB選手を契約可能であるとするNPB球団の希望と、(ii) MLB球団と当該選手が合意に達した場合に、当該選手のリリースを確保するために、MLB球団がNPB球団に支払わなければならないリリース料とを、BOCに通知することを要請するものとする。NPB球団は、その選手のリリース料に関して、\$ 20,000,000 を超える金額を設定することはできない。NPBがBOCに対し、当該選手のリリース料を通知した後は、リリース料は、当該選手のポストティング期間中、NPB球団により変更されてはならない。
8. BOCは、当該NPB選手が契約可能である旨を、全MLB球団に対し、当該選手を契約可能とするNPB球団の意思及び当該選手のリリースを確保するためにMLB球団がNPB球団に支払わなければならないリリース料の金額とを通知することにより、「ポストする」ものとする。NPB球団によるすべてのポストティングの要請は、ある年の11月1日から翌年の2月1日までの間に、ポストティングにかかる当該NPB選手に関してNPB球団が所有し、MLB球団に順次回覧される、完全なメディカル・ファイルを添付して行わねばならない。
9. BOCがNPB選手のポストティング（及びリリース料の金額）をMLB球団に通知した

日の翌日の午前8時（アメリカ合衆国東部時間）に、当該選手のリリース料を支払う意思のあるいかなるMLB球団も、当該選手と契約合意に向けて交渉することができる。MLB球団は、BOCが当該選手をポストティングした日の翌日から数えて30日目の午後5時（アメリカ合衆国東部時間）まで、当該選手と契約合意に向けて交渉することができる（以下、「交渉期限」という。）。メジャー・リーグ契約の場合、BOC及びメジャー・リーグ・ベースボール選手会は、交渉期限に先立って、契約条項を確認しなければならず、また、マイナー・リーグ契約の場合は、交渉期限までに、すべての重要事項がBOCに報告されなければならない。BOC及び選手会により確認された契約又はBOCに報告された契約（マイナー・リーグ契約の場合）は、その選手が身体検査に合格することや、その選手がビザを取得することといった、事後の不確実な出来事に係らしめることはできない。

10. MLB球団が上記9項に従いNPB選手と合意に達した場合、下記に記載するスケジュールに従い、MLB球団は、NPB球団に対し、リリース料を支払わなければならない、NPB球団は、当該選手をリリースしなければならない。NPB球団は、リリース料のいかなる修正についても、MLB球団と交渉することは認められない。NPB球団は、リリース料の最初の分割払いを受領後、5業務日以内にその選手をリリースするものとする。
- a. リリース料が\$10,000,000以上の場合、MLB球団は、（上記9項に規定されたとおりの）当該選手との契約条項が確認され、又は報告された日から18か月以内に、NPB球団にリリース料を支払うものとする。MLB球団は、NPB球団に、リリース料を4回の分割払いにて支払うものとする。1回目の支払いは、リリース料の50%、2回目は17%、3回目は17%、最終は16%とする。1回目の支払いは、（上記9項に規定されたとおりの）その選手との契約条項が確認され、又は報告された日から14日以内；2回目の支払いは、その選手との契約が確認され、又は報告された日から6か月以内；3回目の支払いは、その選手との契約が確認され、又は報告された日から12か月以内；最終の支払いは、その選手との契約が確認され、又は報告された日から18か月以内に行われるものとする。BOCは、MLB球団及びNPBに対し、各分割払いの正確な期限を含んだリリース料の支払いスケジュールを提出する。（上記9項に規定されたとおりの）その選手との契約条項が確認され、又は報告された日から30日以内に、MLB球団は、当該支払いスケジュールに従いMLB球団がNPB球団に支払いを行うことを約束する書面を作成し、NPB球団に提出するものとする。
- b. リリース料が\$10,000,000未満の場合、MLB球団は、（上記9項に規定されたとおりの）当該選手との契約条項が確認され、又は報告された日から12か月以内に、NPB球団にリリース料を支払うものとする。MLB球団は、NPB球団に、リリース料を2回の均等分割払いにて支払うものとする。1回目の支払いは、その選手との契約が確認され、又は報告された日から14日以内、残額の支払いは、その選手との契約が確認さ

れ、又は報告された日から 12 か月以内に行われるものとする。BOCは、MLB球団及びNPBに対し、各分割払いの正確な期限を含んだリリース料の支払いスケジュールを提出する。(上記9項に規定されたとおり) その選手との契約条項が確認され、又は報告された日から 30 日以内に、MLB球団は、当該支払いスケジュールに従いMLB球団がNPB球団に支払いを行うことを約束する書面を作成し、NPB球団に提出するものとする。

11. 当該選手が交渉期限までにMLB球団と合意に達することができなかった場合、当該選手は、次の 11 月 1 日まで、再びポストティングにかけられることはできず、どの球団も、当該選手が所属するNPB球団にリリース料を支払う必要はない。契約条項が確認され、又は報告されたあとで、当該NPB選手がMLB球団との正式契約の締結を拒否した場合、当該MLB球団は、当該選手が正式契約を締結し、球団のために役務を遂行することに合意するまで、リリース料を支払うよう要求されないものとする。
12. 上記9項により、MLB球団がNPB選手との交渉を許されるまで、当該選手のポストティングの可能性、リリース料の金額又はMLB球団と当該選手との潜在的な契約条項に関し、いずれかのMLB球団を一方当事者とし、いずれかのNPB球団又はNPB選手(あるいはそれぞれの代理人)を他方当事者として、その両者間で直接、間接を問わず接触があってはならない。MLB球団(及びその関係団体や役職員)は、当該選手に関連するリリース料以外のいかなる金銭又はその他の有価物を、直接、間接を問わず(当該選手又はその代理人を通じての場合も含む。)、当該NPB球団(及びその関係団体や役職員)に提供してはならない。BOCは、本項により禁止されている行為が行われたと結論付けた場合は、NPB選手とMLB球団との間のいかなる契約をも無効にすること、MLB球団がNPB選手と交渉することを禁じること、又はポストティングを終了させることを含むがこれらに限定されない、BOCが適切とみなすあらゆる行動を取る権限を有するものとする。NPB又はBOCは、本協定の条項に違反する、MLB球団とNPB球団又はNPB選手との間の何らかの交渉又は取引に気づいた場合は、他方の当事者に対し、かかる交渉又は取引について直ちに通知するものとする。
13. この協定は、アメリカ合衆国又は日本の現在又は将来の法律と抵触することを意図するものではなく、また、そのように解釈されてはならない。いずれかの国の法律が変わることにより、この協定の条項との抵触が生じた場合は、両当事者は、抵触が生じたこの協定のあらゆる条項について再協議を試みるものとし、適切な修正について合意に達することができない場合は、いずれの当事者も、他方当事者に対し、文書による通知を行ってから 10 日後に、この協定を終了させることができる。

14. この協定のいずれかの当事者が、その保留制度又はこの協定に明記されているその他の何らかのルールに重要な変更をする場合、当該当事者は、他方の当事者に対しその変更を直ちに通知し、当該他方当事者は、文書による通知を行ってから 10 日後に、この協定の再交渉を求めるか、及び／又は、この協定を終了させる権利を有するものとする。

15. 上記 13 項及び 14 項を条件として、この協定は、2013 年 11 月 1 日から 2016 年 10 月 31 日（以下、「当初契約終了日」という。）までの 3 年間の期間を有する。当初契約終了日の 180 日前に、BOC と NPB のいずれも、この協定の改正又は終了の意思を相手方に通知する権利を有し、かかる通知があった後、すみやかに両者はこの協定の延長又は改定について協議を始めるものとする。BOC も NPB も当初契約終了日の 180 日前にこの協定の改正又は終了の意思を相手方に通知しなかった場合、この協定は、NPB 又は BOC が、当初契約終了日の応当日の 180 日前に、この協定の改正又は終了の意思を相手方に通知するまで、1 年ずつ継続されるものとする。

